

東校区認定こども園整備運営に係る公私連携法人候補者評定要領

1 評定者

広陵町公私連携法人選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員により審査する。

2 評価項目、評価基準及び配点

別紙「東校区認定こども園整備運営に係る公私連携法人募集 公募型プロポーザル採点基準」のとおり

3 採点表

別紙「東校区認定こども園整備運営に係る公私連携法人募集 公募型プロポーザル採点表」のとおり

4 評定方法

- (1) 応募書類及びプレゼンテーションに基づく評定とする。
- (2) 評定は各委員が評価項目ごとに整数で採点し、各委員の採点の合計点をその提案者の得点とする。

5 一次審査の実施方法

- (1) 提出された応募書類を基に応募条件の適否等について審査し、要件を具備している事業者を二次審査に参加させる。

6 二次審査の実施方法

(1) 評定

- ア 委員に対し、事前に提案書類を配布する。
- イ 二次審査参加事業者は、委員に対しプレゼンテーションを行い、委員からの質疑に回答する。
- ウ 委員は、提案書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、採点表に基づき評定する。

(2) 審査委員会における順位の確定

- ア 得点集計（事務局）
- イ 順位整理（事務局）
- ウ 公私連携法人候補者の順位の決定

7 審査結果の公表

公私連携法人候補者の順位の決定後、審査結果を二次審査参加者へ書面通知する。